

第6章 その他の主なサービス

以下は、身体障害者、知的障害者を対象としたサービス内容である。なお、割引を受けるには、障害者手帳の提示が必要であるが、ほとんどの交通機関で、障害者手帳をスマホに登録した障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示でも可能となっている。

1 旅客運賃等割引制度

種 類	対 象 と 割 引			問い合わせ先
	対 象	第 1 種	第 2 種	
J R	本人のみの乗車の場合	本人50%割引 普通乗車券(片道100km超の区間に限る)	本人50%割引 普通乗車券(片道100km超の区間に限る)	JR各社（※）
	本人と介護者が同伴の場合	本人と介護者1名が50%割引 (距離制限なし) 普通乗車券、普通回数乗車券、普通急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券	本人12歳以上の時は、本人のみ上記割引あり 介護者割引なし。 本人12歳未満の時は、本人と介護者1名が50%割引（定期乗車券のみ）。	
航 空	本人のみの搭乗の場合	割引有		航空各社の国内線窓口（※）
	本人と介護者が同伴の場合	本人と介護者1名		
	☆ 障害程度の区別なし。 ☆ 満3歳以上が対象。 ☆ 搭乗券購入及び搭乗時に手帳を提示する。 ☆ 定期航空路線の国内線全区間で適用可能。国際線に割引運賃はない。 ☆ 割引率は航空会社、路線により異なる。			
バ ス	本人のみの乗車の場合	本人50%割引	本人50%割引	各バス会社（※）
	本人と介護者同伴の場合	本人と介護者1名が50%割引	本人が50%割引。 介護者割引なし	
	☆ 定期乗車券は30%割引となる。			
タ ク シ ー	本人のみ、あるいは、本人と介護者が同伴の場合	10%割引 身体障害者手帳、療育手帳を提示する。		各タクシー会社（※）
	☆ 市町村により利用券を交付しているところがある。			

種 類	対 象 と 割 引			問い合わせ先
	対 象	第 1 種	第 2 種	
有料道路	本人運転 (身体障害者手帳 交付者のみ)	50%割引	50%割引	市 町 村
	介護運転 (本人以外の者の 運転 (本人同乗))	50%割引	割引なし	
	身体障害者本人が自ら運転する場合、又は第 1 種身体障害者手帳又は第 1 種知的障害者 (療育手帳障害程度 A) の者 (重度障害者 以下「重度」) が同乗し、その移動のため、本人以外の者が運転する場合、割引対象となる自動車の範囲は、1 人 1 台に限り事前登録した自動車の他、事前登録していない自動車(*)も (1 人 1 台の要件緩和)、通常料金が半額に割引される。 (*) タクシー (重度)、福祉有償運送 (重度)、レンタカー、知人等の自家用車、車検時の代車等。各車両の利用前に事前にその利用確認 (予約) が必要。 割引を受けようとする障害者は、手帳を管理する市町村福祉担当窓口に必要な書類を持参し事前登録の手続き (当初申請)、又はマイナポータルを利用したスマートフォンからのオンライン申請 (ETC利用申請を併せて行う場合に限る) を行う。 前者申請の場合、手帳の備考欄等に、「道路」又は「道路介護」 (重度) と、自動車を事前登録した場合は自動車登録番号及び割引有効期限を、事前登録しない場合は「自動車登録なし」と記載したシールが貼付される。 後者申請の場合、有料道路会社から送付されたシールを手帳に貼付する。 ETCを利用する場合は、障害者本人名義 (未成年の重度障害者は親権者又は後見人名義) のETCカードの登録を行う。 ☆ 通行方法 (1) 登録自動車で通行する場合 ・ ETCを利用しない場合 - 出口料金所で、係員に手帳又は記載内容の表示する機能を有する障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示し、自動車登録番号と有効期間内であることの確認を受けた上で、所定の料金を支払って通行する。 ・ ETCを利用する場合 - 利用登録カードを利用登録されたETC車載器に挿入し通行する。また、常に手帳を携行し、求めがあれば提示する。 (2) 登録していない自動車で通行する場合 現金、ETC利用のどちらでも、一般レーンの出口料金所で係員に手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」等を提示し、割引要件を満たす自動車であることなど確認を受け、所定の料金を支払って通行する。 ☆ 割引有効期限 新規申請及び変更申請の場合は、申請日からその後の 2 回目の誕生日まで、更新申請の場合は 3 回目の誕生日 (最長 2 年 2 か月) までが、割引有効期限となる。なお、各申請の手続きは、当初申請と同様、市町村福祉担当窓口で行い、更新申請は有効期限の 2 か月前から可能である。			

2 税の控除等

＜所得税・住民税＞

種 類	対 象 者	内 容	問い合わせ先
所得税の 控除	身体障害者 知的障害者	障害者控除：納税者自身、同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合、一定の金額の所得控除が受けられる。 障害者控除(27万円) 特別障害者控除(40万円) 同居特別障害者控除(75万円)	税務署
住民税の 控除	身体障害者 知的障害者	次の控除が受けられる。 障害者控除(26万円) 特別障害者控除(30万円) 同居特別障害者控除(53万円)	市町村

＜自動車税関係＞

令和元年 10 月 1 日に自動車取得税は廃止され、「自動車税環境性能割」及び「軽自動車税性能割」が創設された。自動車は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変わった。減免対象は、軽自動車を含んで障害者 1 人につき 1 台に限られる。なお、軽自動車環境性能割は市町村税だが、県で減免申請を受け付けており、軽自動車税種別割の減免は住所地の市町村で行っている。

種 類	対 象	内 容	問い合わせ先
自動車税・ 軽自動車税の 課税、免除、 減免	○減免の対象となる 自動車 (222頁のとおり) ○減免の対象となる 障害の範囲 (222頁のとおり)	自動車税（環境性能割）の減免	備前県民局税務部課税課 自動車審査班 (岡山市北区富吉5301-8) 岡山県自動車会館23番窓口 (086)286-8770
		軽自動車税（環境性能割）の減免	備前県民局税務部課税課 自動車審査班 (岡山市北区久米178-3) 軽自動車検査協会岡山事務所内 (086)245-6200
		自動車税種別割の減免	住所地を管轄する 県民局税務部課税課 [備前] (086)233-9844 [備中] (086)434-7071 [美作] (0868)23-1272
		軽自動車税種別割の減免	市町村

減免の対象となる自動車の条件

岡山県

身体障害者等の状況			自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	使用目的
①	身体障害者	18歳以上	原則として本人(注1)	本人	特に問わない
		18歳未満		生計を一にする者	身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること(注2)
②	精神障害者		本人又は生計を一にする者	本人	特に問わない
				生計を一にする者	精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること(注2)
③	知的障害者		本人又は生計を一にする者	本人	特に問わない
				生計を一にする者	知的障害者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること(注2)
④	戦傷病者		本人	本人	特に問わない
			本人	生計を一にする者	戦傷病者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること(注2)

減免の対象となるのは、身体障害者等の方1人につき自家用自動車1台です。なお、軽自動車税環境性能割は県で減免の申請を受け付けていますが、軽自動車税環境性能割については住所地の各市町村にお尋ねください。

注1. 身体障害者の方が18歳未満の時から減免を受けていた自動車については、その自動車に限り、生計同一者の所有の末までも減免を継続できます。

注2. 「身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用する」とは、週1日以上又は月4日以上継続して(今後6か月以上)当該身体障害者等のために、上記使用目的のため使用することをいいます。

減免の対象となる障害の範囲

① 身体障害者

障害者本人が運転する場合→㊸及び㊹。生計を一にする者が運転する場合→㊸

障害名		障害の程度(級別)					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		㊸	㊸	㊸	㊸(4級の1まで)		
聴覚障害			㊸	㊸			
平衡機能障害				㊸			
音声機能障害(気管を開口している者に限る)				㊸			
上肢機能障害		㊸	㊸				
下肢機能障害		㊸	㊸	㊸	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 (1・2級いずれも一上肢のみの場合を除く)	㊸	㊸				
	移動機能 (生計を一にする者が運転する場合は3級のうち一下肢のみの場合を除く)	㊸	㊸	㊸	○	○	○
体幹機能障害		㊸	㊸	㊸		○	
心臓機能障害		㊸		㊸			
じん臓機能障害		㊸		㊸			
呼吸器機能障害		㊸		㊸			
ぼうこう又は直腸の機能障害		㊸		㊸			
小腸機能障害		㊸		㊸			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		㊸	㊸	㊸			
肝臓機能障害		㊸	㊸	㊸			

★減免の判定は個別の障害について行いますので、事前にお問い合わせください。

② 知的障害者 療育手帳判定Aの方

< 預金関係 >

種 類	内 容	問い合わせ先
障害者等の少額預貯金 利子所得等の非課税 (障害者等のマル優)	預貯金等の元本が350万円までの利子に対して税金がかからない。 ☆身障手帳・療育手帳及び個人番号カード等を提示。	国税局電話 相談センター (税務署) 金融機関窓口
障害者等の少額公債の利子の非課税(障害者等の特別マル優)	国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子に対して税金がかからない。 ☆身障手帳・療育手帳及び個人番号カード等を提示。	

3 住 宅

種 類	対 象 ・ 支 給 額	問い合わせ先
公営住宅の優先入居	対象：身体障害者手帳（１級～４級）、療育手帳（概ね中度以上）の交付者（単身世帯）又は交付者と同居する世帯（障害者世帯） 内容：公営住宅の入居者決定の抽選会等において、優遇対象世帯として、優遇を受けることができる。 ☆入居条件には障害者等の世帯の所得制限（「月額所得」214,000円以下）がある。 ☆単身世帯入居可能住宅について、常時の介護を必要とする者は、入居対象外となる。 ☆身体障害者世帯向け住宅（特定目的住宅）への入居条件は、重度の下肢機能障害者がいる世帯であること。	県住宅課 （岡山県営住宅管理センター） 電話(086)222-6696 市町村公営住宅担当課
住宅改造費の助成	対象：重度者がいる世帯で、小規模な改造をする場合（対象・支給額等は、市町村へ問い合わせてください。）	

4 N H K放送受信料の減免

区 分	対 象 世 帯	備 考
全額免除	・知的障害者又は身体障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	<申請窓口> 市町村、NHK
半額免除	下記の方が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳所持する視覚又は聴覚障害者 ・重度の身体障害者（障害等級１、２級所持者） ・重度の知的障害者	<問い合わせ先> NHK岡山放送局 電話（086）214-4740 （直通）

5 公共施設等の入場料の減免

公共施設等を利用する際に、入場料や利用料が減免又は免除になる場合がある。
施設窓口で身体障害者手帳・療育手帳を提示する。
詳細は、それぞれの各施設にお尋ねください。

6 駐車禁止除外（標章交付対象者）

駐車禁止の交通規制の対象から除外を希望する場合に、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けるものである（有効期限有）。以下の障害者が使用する車両で、駐車禁止除外を希望する場合は、申請者の住所地又は勤務地を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に標章交付申請をする必要がある。申請は新規と更新（有効期限の1か月前より受付）とある。

障害の区分		身体障害者の方	戦傷病者の方
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項症
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	\
	移動	1級から4級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	\
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
その他の障害者の方			
知的障害のある方		重度（A）	
精神障害のある方		1級	
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方		色素性乾皮症	

受付窓口及び問い合わせ先：住所地又は勤務地を管轄する警察署の交通（第一）課
県警本部交通規制課

（岡山県警察のホームページから申請書のダウンロードが可能）

＊身体障害者の方は、岡山県身体障害者福祉連合会でも手続きの代行が可能（有料：1,200円）

岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 1F 電話（086）223-4562

7 携帯電話割引サービス

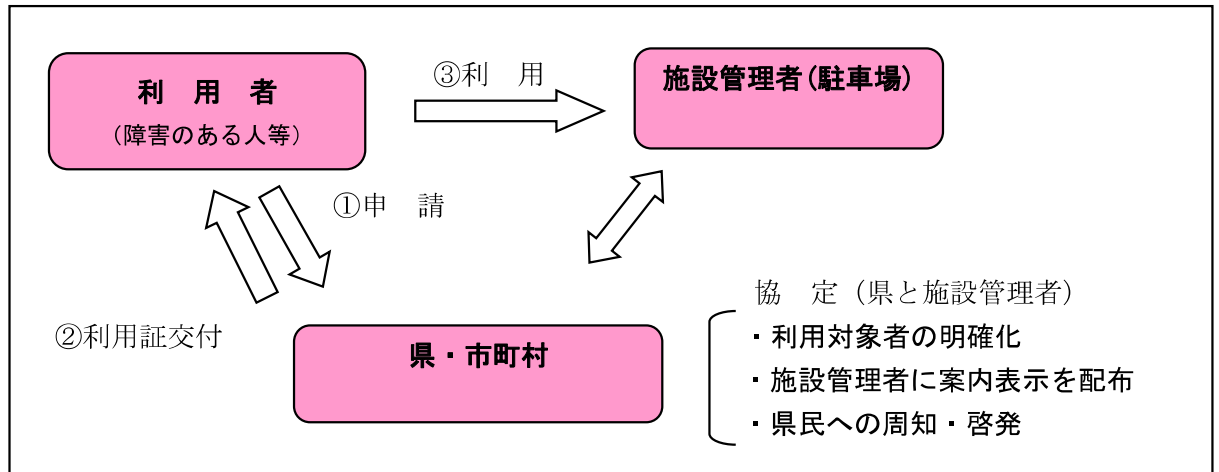
スマホ：NTT ドコモ（ハートィ割引）、au（スマイルハート割引）、ソフトバンク（ハートフレンド割引）の基本使用料等の割引

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者。詳しくは各電話会社にお問い合わせください。

8 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

(1) 制度の概要

身体障害者等用駐車場を利用できる方を明確にし、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度



▼利用証掲示例(車内に掲示)



▼駐車場案内表示例



(2) 交付対象者

ア 交付対象者及び有効期間

交 付 対 象 者		有 効 期 間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方		対象でなくなるまで
高齢、難病等により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間 (最長1年以内)
	妊産婦(産後は乳幼児同乗の場合のみ)	単胎：妊娠7ヶ月～産後2年 多胎：妊娠5ヶ月～産後3年
	その他	5年以内

* 交付対象者の詳細は 227 頁を参照してください。

(3) 協定施設及び内容

ア 対象施設

身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ施設

イ 協定内容

- (ア) 対象施設であることが分かるよう、案内標示(ステッカー掲示)をすること。
- (イ) 利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めること。
- (ウ) 十分な駐車スペースを確保するため、現有の身体障害者等用駐車場に加え、幅 2.5 m以上の出入口に近い駐車場についても当該制度の「駐車スペース」としての確保に努めること。

(4) 利用証交付方法

交付窓口（県庁、県民局、保健所、身体・知的障害者更生相談所、市町村）に申請し、原則として、即日交付される。

(5) 利用証の全国相互利用について（平成 24 年 4 月 1 日開始）

これまで、同様の制度を導入している中国・四国地方各県との間で利用証の相互利用を実施してきたが、平成 24 年 4 月 1 日から全国での相互利用へと拡大した。

これにより、相互利用に参加する自治体（令和 7 年 4 月 1 日現在 43 府県）でそれぞれ交付された利用証は、当該自治体におけるすべての協力施設で利用できるようになった。

<相互利用に参加する府県>

利用できる施設については、各府県のホームページ等でご確認ください。

（中国地方） 鳥取県、島根県、広島県、山口県、岡山県、

（四国地方） 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（東北地方） 岩手県、山形県、福島県、秋田県、宮城県

（関東地方） 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県

（中部地方） 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県

（近畿地方） 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（九州地方） 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付対象者

以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

○ 身体障害のある方

区 分		等 級
視覚障害		1・2・3・4 級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3・5 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1・2 級
	下肢	1・2・3・4・5・6 級
	体幹	1・2・3・5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2 級
	移動機能	1・2・3・4・5・6 級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1・3・4 級
	じん臓機能障害	1・3・4 級
	呼吸機能障害	1・3・4 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4 級
	小腸機能障害	1・3・4 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3・4 級
	肝臓機能障害	1・2・3・4 級

- 知的障害のある方 療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」
- 高齢者 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護 1～5」
- 難病患者 特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、
小児慢性特定疾病医療受給者証
- けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦 単胎児で、妊娠 7 か月から産後 2 年までの方又は
多胎児で、妊娠 5 か月から産後 3 年までの方
（いずれも、産後は乳幼児同乗の場合のみ）
- その他 診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方